

第 64 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和 4 年 8 月 2 日 18 時 30 分）

西庁舎 6 階 災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

時間となりましたので、第 64 回神奈川県新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催させていただきます。

開催にあたりまして本部長である知事からごあいさついただければと思います。

（本部長（黒岩知事））

お疲れ様です。

新型コロナウイルスの感染拡大が今も続いておりまして、本県の病床使用率は 80%を超え、医療体制のひっ迫が現実のものとなっております。

そのため県民一人ひとりの基本的な感染防止対策の徹底により、医療ひっ迫を回避することが喫緊の課題となっております。

そこで、本日この本部会議で、国が 7 月 29 日に打ち出しました BA.5 対策強化宣言の仕組みについて協議を行い、本県としてどのような対応をするのか、方針を決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございます。それでは早速議題に入りたいと思います。本日の議題は、オミクロン株 BA.5 への対策についてです。

資料をいくつか用意しています。パワーポイントが 3 種類、それと国の対策をまとめたもの、国の資料ですが A4 横長の資料が 1 枚です。

まず私の方から、BA.5 対策強化宣言を踏まえた県の取組についてという資料を説明をさせていただきます。こちらのパワーポイントをご覧ください。

まず資料の 1 ページ目、BA.5 対策に係る国の方針ということで、2 ページになります。これは国の方針、ちょっとパワーポイントは字が細かいので、別紙でお配りさせていただいた国の資料で概略を説明させていただきます。

7 月 29 日に政府の本部が決定した国の方針です。社会経済活動の維持というようなひっ迫の回避の両立に向けた対応というものです。

ローマ数字 I、II、III の三部構成で資料は構成されていまして、I 番の中で、国の現状認識と国の考え方が示されています。

まず、こちらからご説明します。まず 1 マル目です。現下、オミクロン株の BA.5 系統を中心とする感染が急速に拡大しており、全国の 1 日の新感染者が 20 万人を超えるような状況になっています。二つ目のマルで、それによって、医療施設や介護施設の負荷が急速に高ま

っている、搬送困難事案も増えており、また感染者もしくは濃厚接触者が増えることで、業務継続が困難となる事業者も出てきているというような状況です。

こうした状況を踏まえて、3 マル目ですけれども、一人ひとりの基本的感染対策、あるいは事業者の感染対策を行いながら、できる限りの社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両立できるように取り組むことが必要です。

これが、国の BA.5 に対する考え方ということですよ。

この考え方に基づき、二つの仕組み、対策が提案されています。

一つが、ローマ数字Ⅱの社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援、これが内閣官房主導で行っている BA.5 対策強化地域の取組で、本日の主要議題になります。

ローマ数字Ⅲの方は、厚生労働省の提案事業として、病床等のひっ迫回避に向けた対応ということですよ。

まずローマ数字Ⅱの方を見ていただくと、提案内容としては BA.5 対策強化地域の指定に伴う対策ということですよ。

文字は小さいですけども、病床使用率の 50%を超えるような、医療の負荷の増大が認められる場合に、都道府県が BA.5 対策強化宣言を行い、下の方に記載があります (1) (2) のような協力要請、県民への協力要請、もしくは呼びかけを実施します。

それに対して、国が下の (3) に記載されているような支援、これを BA.5 対策強化地域と位置付けた上で支援をする、これが仕組みですよ。

この宣言を行った場合にやるべき措置は、対策例ということよ、事例が示されています。それが 2 ですよ。

大きく (1) が住民への協力要請ということよ、特措法 24 条 9 項に基づく要請、もしくは、法に基づかないよう呼びかけという形でこういったことをやってくださいということよ。9 項目に分けて記載がありますが、

①基本的感染対策の再徹底ということよ、三密回避、手洗い等の手指衛生、こうしたことを再徹底してくださいということよ。

②として、早期のワクチンの 3 回の接種、もしくは 4 回目接種。

③として、高齢者や基礎疾患を有する者の外出自粛等をということも例示として挙げられています。

④⑤、こちらは帰省時とか、節目での検査、事前の検査を提案されています。

⑥、こちら飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用、マスク飲食も提案されているということよ。

⑦として、症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、都道府県が行う抗原検査キットの活用も検討することも示されています。

また (2) は事業者への協力要請、また呼びかけということよ、

①として、テレワーク等の推進

②として、人が集まる場所での感染対策の徹底

③として、高齢者施設、学校・保育所等での感染対策の強化

④として、飲食店における十分な換気等の感染対策

以下7項目に分けて記載がございます。

こちらはあくまでも対策例ということで、国としてこれを全部やってくれと言うつもりはないということです。この中の幾つか、もしくはここに記載がないもので、都道府県の実情に応じてオリジナルの取組をやっていただいても構いませんというようなことが国の考え方です。

こうしたものに対して(3)国の支援ですが、ここに記載の通り、直接的なこの取組への財政支援策というのはないということで、いわゆる好事例、先進事例等の紹介であったり、技術的な面の支援、またはリエゾン派遣するといった人的な面の支援が国から提示されているというものです。

以上が内閣官房の提案のBA.5の対策強化宣言の取組です。

ローマ数字Ⅲの方が、いわゆる医療のひっ迫回避に向けた対応ということで、厚生労働省関係、大きく1項目、2項目に分けて記載がありまして、1病床のひっ迫回避に向けた対応、2として、いわゆる発熱外来のひっ迫回避に向けた対応ということで、記載内容は概ね本県は先んじて、先導的にやってきたものです。

特に2の発熱外来のひっ迫回避に向けた対応の部分ですが、自己検査体制の整備、もしくは療養開始時の検査証明を求めないことの徹底等々、これは、本県は特に先進的にやってきた部分でございまして、2の(1)の②の一番末尾、最後の行を見ていただくと、発熱外来に負荷をかけることなく療養者を迅速に支える好事例で、例えば東京、神奈川、沖縄等における取組ということで、本県の取組は好事例ということで、これを全国展開、横展開していくという考え方を、本県の取組が全国に推奨されるような事例として扱われているということです。

県としても、この部分を、先んじてやってきた部分を、その実績を踏まえて、しっかりこのBA.5対策としてもやっていく必要があるだろうと考えております。

これからご説明する本県の取組方針の中には、2の内容、またローマ数字Ⅲの内容も加味しながら、方針を打ち出したいと考えているところです。

以上が国の対策、新たに打ち出した対策の考え方として、パワーポイントに戻っていただいて、3ページをご覧ください。

この提案を受けて、本県がどうするのかというところです。

BA.5対策強化宣言の適用についてということで、ふたマルで考え方を整理しましたが、本県の病床使用率は80%を超え、医療体制のひっ迫が現実化している、新規感染者の抑制、また医療資源のハイリスク者への重点化、これが必須だというような状況にあります。

ふたマル目、お盆など人の移動が活発になる時期を控えていますので、国が新たな制度を打ち出したこの機をとらえ、速やかに宣言を行い、県民一人ひとりの感染防止対策の再徹底、

セルフチェックによる自主療養を促す、強いメッセージを発信する意義は大きいだろうと我々は考えています。

そうした考えのもと、かながわ BA.5 対策強化宣言を発出していきたいと考えています。

次に対策宣言の内容はどうかというところで、4 ページ以下、5 ページをご覧ください。

名称は、かながわ BA.5 対策強化宣言としたいと思います。適用期間は、本日、本部で決定されれば、本日から 8 月 31 日までを期間としたいと思います。

6 ページをお開けください。

宣言に基づく呼びかけの内容ですが、まず 6 ページは県民の皆様への呼びかけの内容です。

まず 1 項目、一人ひとりが徹底用心ということで、これはこれまで呼びかけてきたものをさらに強力に呼びかけていくというような趣旨です。

(1) 県民への要請（法 24 条 9 項に基づく要請）ということで、M・A・S・K など基本的な感染防止対策を再徹底してくださいということ、適切なマスクの着用、効果的な換気等と、会食の際は短時間、少人数、マスク飲食の実践、これを改めて呼びかけたいと思います。また次のマルですけれども、先ほど国の考え方の中で、高齢者や基礎疾患のある方の外出自粛という考え方が示されていましたが、これは内部でも様々な意見がありました。

基本的に高齢者は、外出して感染するというよりは、外部から持ち込まれる、家庭や施設に持ち込まれ、そこで感染するといったようなこと、高齢者自身はもうワクチン接種が一定程度進んでいるというようなこと、また高齢者が外出しないということは、高齢者自身の健康問題等々、様々な問題点もあるだろうという中で、本県はこれまで、特に高齢者等につきましては、守るべき対象としてとらえていました。

その中で、やはり高齢者や基礎疾患がある方など、リスクの高い方を感染から守る対策、こうした観点から呼びかけを行うという整理をさせていただきました。

高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でのマスクの着用など、うつさない、うつらない対策の実施を呼びかけていきたいと思います。

またマスク飲食実施店の利用を、(2) 法によらない働きかけとして、ワクチンの 3 回目 4 回目接種の積極的な検討をお願いしてこうと思います。

感染時の自主療養届出制度の活用には備えた抗原検査キットや食料等の備蓄もお願いしてこうと考えています。

また 2 としてセルフテストと自主療養を、あえて県民の皆様には呼びかけ項目として打ち出しをさせていただきます。

体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテストをお願いしていく、これは法によらない働きかけです。

感染した場合はハイリスク者以外の方は自主療養届出制度を第一の選択肢にさせていただく、こういったことを呼びかけていこうと思います。

次に 7 ページです。

今度は事業者の皆様への呼びかけということで、まず飲食店に対しては、1 法に基づく協力

要請として、短時間少人数マスク飲食、換気とマスクの適切な着用・マスク飲食等々、業種別のガイドラインの遵守、また法によらない働きかけとしてマスク飲食実施店認証制度はまだ運用していますので、そこに掲げた対策をやっていただく、あるいはまだ未認証の店舗は手を挙げていただく、こういったことを働きかけていきたいと思えます。

大規模集客施設に対しては法 24 条 9 項で、人が集まる場所での感染対策の徹底、換気もしくは入場者の整理・誘導、こうしたことを呼びかけていくという考え方です。

8 ページは現状の対策を継承したものです。

イベントの人数上限または感染防止対策、法 24 条 9 項ということで、これも基本的対処方針の中で、24 条 9 項でやりなさいということになっていますので、引き続きお願いをしていきたいと考えています。

9 ページをご覧ください。

その他ということで事業者全般に対して、まずこれも基本的には継続になるのですけれども、テレビ会議の活用、テレワーク、こうしたことは法によらない働きかけということで継続したいと思えます。また業種別ガイドラインの遵守です。

また別立てで整理しましたがけれども、事業者全般に対してということで、従業員や児童生徒等から自主療養届出制度の届出を受けた場合、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認めていただきたいということの働きかけをしていきたいと思えます。

次に 10 ページをお開けください。

これは今回、国の方から取組事例で挙げられた項目です。高齢者施設、学校・保育所等の感染対策強化ということで挙げられたもの、これを本県としても、しっかり求めていきたいと思っています。

1 マル目、高齢者施設における入所者・従事者のワクチン 4 回の接種の促進。

セルフテストの推進これが 2 マル目。

抗原検査キットの備蓄促進、これは働きかけで 3 マル目です。

4 マル目は、面会です。感染対策に配慮した面会の推進。

5 マル目として、学校での部活動や課外授業等における感染リスクの高い活動に関する工夫、こうしたことをお願いしていくということです。

11 ページ、これがその他県の取組ということで、先ほど厚生労働省の提案にあったものを本県なりに、しっかり県の対策としてここで打ち出していきたいと思えます。

病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応ということで、1 は病床のひっ迫回避に向けた対応で、病床の確保フェーズは今、4 ですがけれども、この適切な運用を図っていくという考え方。

またコロナ入院対応を行ってこなかった病院の病床確保の協力の働きかけ、コロナ患者の外来を受け入れてこなかった医療機関の発熱等外来患者の受入協力、これを求めていこうということです。

発熱外来のひっ迫回避に向けた対応、2 番目ですが、自主療養届出制度をさらに徹底して、

活用をしていくということ、また事業者に対して従業員や児童生徒等から届出があった場合は、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認めるよう働きかけをしていくというようなこと。

また自主療養届出制度を活用しても、療養証明を発行することによって保険金請求が可能だということもしっかり周知をする必要があるだろうということで、対策に位置付けさせていただいています。

またコロナ 119 番ですが、自主療養をやっていた時に急変したといったような場合の、しっかり対応できる体制ということで、その運用体制が充実というのを打ち出しました。抗原検査キットの配布体制の構築ということで、これは本日、本県で発表いたしました、発熱外来のひっ迫減を目的としたキットの無料配布事業、これにつきましてまた後程、健康医療局の方からご説明があると思います。

高齢者施設の抗原検査キットの配布等も、対策として打ち出していくということで、こちらにつきましても、後程、別途ご説明をさせていただきたいと思います。

ワクチンの 3 回目接種、4 回目接種の推進、こうしたことも位置付けさせていただきました。また最後の項目になりますが、かながわ旅割については、宣言を行いますけれども、感染症対策の基準となるレベル、これは 2 を継続ということです。社会経済活動の両立の観点から旅割事業は当面継続ということで取り組んでいきたいと考えています。

以上が、本県の BA.5 の対策強化宣言に伴う対策の中身のご説明です。

続きまして抗原検査キットの関係で、健康医療局の方から補足説明をお願いします。

(副本部長 (健康医療局長))

健康医療局から報告をいたします。本日の記者会見で知事から、抗原検査キットの無料配布の実施について発表していただきました。この場でご報告をさせていただきます。

発熱外来のひっ迫軽減を目的とした抗原検査キットの無料配布を実施しますという記者発表資料、これをご覧いただきたいと思います。

まず下の絵に書いてありますけれども、この仕組みとしては神奈川県の方で国の方から送られてきたキットを、発熱診療と医療機関、それから薬局、行政機関にお送りし、そこを通じて抗原検査キットを県民の皆様に配布をして自主療養につなげるというものです。その下の四角い箱にございますとおり、対象者としては 2 歳から 39 歳の方、それから 40 歳から 64 歳で基礎疾患がない方すなわち、非重点の観察者、重点観察者じゃない方のうち、有症状の方とか濃厚接触者の疑いがある方ということになります。

これの配布される場所としては 3 番ですけれども、発熱診療等医療機関と薬局、ここはただでさえひっ迫をしている医療機関等々に配っていただく手間をかけるということもありますので、配っていただけるというふうに手を挙げていただいたところにご協力をいただくということにしています。本日の 5 時時点で医療機関と薬局 500 を超えるところから手挙げをしていただいているという状況だと聞いています。

それから行政機関でも県内 10ヶ所程度で配布することを調整中です。

裏面に参りまして、4の無料配布期間ですけれども、申し込み開始は、明日8月3日水曜日からです。実際の配布が(2)で、まず医療機関と薬局では8月5日から31日まで、イの行政機関では8月6日土曜日からお盆をカバーするという意味で8月21日までということで、※にある通り、いずれも準備が整った機関から開始をさせていただきます。参考までに資料パウポをつけておいておりますけれども、ポイントだけ言いますと、パウポの表面の2の方です。無料配布希望者申し込みから引き換えまでという下の段の方ですけど、ただ単に行ってももらえるわけではないということです。WEBフォームに入力をして登録をしていただいて、クーポンを受信して、そのクーポンと引き換えに、キットの無料配布を受けることができる、だからただ単に行ってももらえるというわけではないということと、裏面に行ってください、3番の抗原検査キット配布機関検索ページを公開となっておりますけれども、対象でない方にもホームページを公開してしまうと混乱が予想されますので、このクーポンを発行した方にだけ、閲覧できるホームページを公開すると、ここがポイントでございます。私からは以上です。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございます。続きまして高齢者施設への抗原検査キットの配布について、福祉子どもみらい局からお願いします。

(福祉子どもみらい局長)

福祉子どもみらい局から、高齢者施設等への抗原検査キットの配布についてご説明させていただきます。引き続きの資料をご覧いただきたいのですが、1の目的としましては、重症化リスクが高い高齢者への感染拡大を防止するため、高齢者施設等への従事者が体調に不安を感じた際など、速やかに検査が実施できるよう抗原検査キットを配布するもので、こちらは6月の補正予算でお認めいただいたものです。配布対象は、政令市・中核市を除く市町村に所在する高齢者施設、介護サービス事業所の約5000施設に対し、約51万キットを配布いたします。

配布時期ですが、来週8月8日の週から配布を開始しまして、8月中に配布を完了する見込みで考えております。

説明は以上です。

(副本部長(くらし安全防災局長))

議題に関する資料の説明は以上です。

ただいまの説明に対して、これから意見交換という形にしたいと思います。ご質問とご意見がある方、ご発言いただければと思います。

(副本部長 (小坂橋副知事))

1点だけ確認させてください。一番最初の国の方の仕組みの説明、A4横にさせていただきましたこの中で、今回BA.5対策強化宣言を行い、これは都道府県が宣言を行うということですが、そのあとに国はBA.5対策強化地域と位置付けてあります。この宣言を都道府県がするということと、国が地域を指定するということの、この両者の関係はどういう仕組みになっているのでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

宣言を行った地域は、基本的に自動的に国の地域に指定されるということです。いきなり本県も宣言したというよりも、内閣官房とはしっかり事前協議を続けてきていまして、内容についてはもう認識共有をしながらやってきているということで、基本的には、先ほど説明した内容というのは、すべて内閣官房と協議が整っているということです。本日決定し、それを国に連絡すれば、自動的に地域として、国の方が公表するというような流れになります。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとう。

(副本部長 (武井副知事))

私から自主療養届出制度について2点確認したいのですが、冒頭、佐川局長から国の対応について説明がありました、このA4横の資料の中で、発熱外来自己検査体制の整備という項目の中に、発熱外来を経ずに自己検査の結果を都道府県等にWEB等で登録することで、在宅療養とする仕組みを周知し、発熱外来に負荷をかけることなく、療養者を迅速に支える好事例として神奈川県的事例を入れて、これを横展開するというのを国は言っております。

これは本県が全国に先駆けて行ってきました自主療養届出制度も、有効性を国が認めて、それを全国展開するというので、初めて国がこういう対応を取ったということで、本県にとっては非常に意義深い対応だと思いますけども、前回7月27日の県の本部会議の中で、一般の感染急拡大、医療ひっ迫を踏まえて、重症化リスクの低い方はぜひこの自主療養届出制度を使ってくださいという働きかけしたわけでありまして、その後、これがどの程度増えているのか確認をしたいというのが1点です。

もう1点は、昨日テレビ報道でもありましたけれども、本県の医療機関が取材を受けていて、非常に発熱外来がひっ迫をしているその大きな要因として、学校ですとか、企業が陽性証明を求めてくるがゆえに、どうしても受診せざるをえないというような方が結構多いですと、そういう医療機関のインタビューが報道されておりました。今回、県の取組の中に、改めて事業者全般に対する呼びかけとして、従業員や児童生徒等から自主療養届出制度の届出を受けた場合、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認めてくださいと、もう

こういう働きかけは行っているわけでありますけれども、今後その自主療養届を選択する人を増やして、発熱外来におけるその負荷を軽減していく上で非常に重要な要素だと思えますけれども、ここの働きかけを、今後具体的にどういうふうにやっていくのか、この2点確認させてください。

(副本部長 (健康医療局長))

まず1点目の自主療養の件数については、感染者が増えているということもありますけれども、前回の対策本部会議以降、1日4000件を超える日も出てきたということで、前回の対策本部会議の時点では、7月頭からの自主療養の累計数が1万8000でしたけれども、現時点で、7月からの自主療養の累計は3万3200ということで、倍増とまではいかないですけど、相当な勢いで増えています。なお、自主療養は7月からBA.5に置き換わって、自主療養3万3000件のうち、入院に移行した件数は0件です。

それから2点目は、企業にどう働きかけていくか。産業労働局にご協力をいただいて、繰り返し文書を出していますけれども、またそういうふうに求められるのだというような連絡があれば個別にも、個々の企業にも働きかけていきたいと思っています。

(医療危機対策本部室長)

追加で、医療危機対策本部室です。自主療養の関係で、増えているのかについてですが、今日の数字申し上げますと、全体の感染者数が1万6478人、つまり全部足した数、約1万6000人、そのうち自主療養が3913人、4000人近いとすると、パーセンテージで言うと全体の、今日は24%、約4分の1です。今、健康医療局長が申し上げたように、以前ですと徐々に増えてきていましたけど、10%とか15%でしたが、非常に増えてきております。件数もちろん増えてきていますし、割合も増えているというのが1点。

それから2点目の企業等につきましては、関係局に依頼しまして、企業もそうですし、それから学校関係も生徒等は、休む時に医者に行ってくださいとは言わない、確定診断を求めてくださいというのは依頼していただいていると、こんな状況で、個別にも営業をかけています。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

あと補足ですけれども、本部会議やったあとその結果を、県下各局が所管している団体が、760、50ぐらい確か、がありまして、そこに対してすべて、結構周知しています。前回もやりました。今回もこの結果、特に事業者向けには、この部分を少しくローズアップする形で、改めてもう一度、周知をしたいと考えています。

(副本部長 (武井副知事))

了解しました。よろしく申し上げます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

あと他にいかがでしょうか。スカイプでご参加の本部員の皆様でも結構です。先ほど団体数を 750 と言いましたけれど、730 だそうです。申し訳ございません。様々意見いただきました。医療体制ひっ迫が現実のものとなる中で、BA.5 対策強化宣言を行い、県民へのメッセージを出す。強いメッセージを出していくということで、本部員の意見は一致したと考えてございます。提案した資料に基づいて本県として、BA.5 対策強化宣言を行い、県民の皆さんに要請等を行っていくということにしたいと思いますが本部長いかがでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

はい、了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございます。本部長の確認いただきましたので、この方向で進めたいと思います。では最後に、本部長から県民の皆さんへのメッセージをお願いできればと思います。

(本部長 (黒岩知事))

それでは知事メッセージを発出いたします。
第7波と言われます新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。本県も連日1万人を超える新規感染者が発生し、診療を求める多くの方で医療機関の発熱外来が大変混み合っています。また病床も中等症の病床使用率が80%を超え、医療のひっ迫が現実のものとなっており、病床や人員といった医療資源を、重症化リスクの高い方に重点化していくことが必要となっています。加えて、一人ひとりの感染防止対策の徹底により、新規感染者の減少を図ることが重要です。そこで、県は国が新たに創設した、オミクロン株 BA.5 対策強化地域の指定を受け、総力を挙げた取組を行うため、本日、かながわ BA.5 対策強化宣言を行うことにいたしました。宣言に伴い、県民や事業者の皆さんには、改めて次の事項をお願いいたします。これからお盆で移動も多い時期を迎えますが、あらためて適切なマスクの着用や効果的な換気、いわゆる三密の回避といったM・A・S・Kによる取組、会食は少人数で短時間、マスク飲食の実践など、基本的感染防止対策を実践し、一人ひとりが徹底用心をお願いいたします。また、高齢者や基礎疾患がある方など、重症化リスクの高い方を感染から守るために、ご本人や同居家族の方は家庭内でのマスクを着用するなど、うつさない、うつらない行動をお願いいたします。

さらにワクチンは、感染予防や重症化予防に効果があることが示されています。若い方は3回目接種を、高齢者など条件を満たした方は4回目接種を、ぜひ積極的にご検討ください。のどの痛みなど、感染が疑われる場合、重症化リスクが高い方を除き、抗原検査キット等のセルフテストで感染を確認し、県への届出によって、医療機関を受診することなく自主的に療養する自主療養届出制度の活用を第一にご検討ください。

すでに多い日では1日4千人近い方々から自主療養の届出をいただいています。症状が悪化した場合は、コロナ119に相談でき、また療養後の保険請求も可能です。医療のひっ迫を防ぐため、より多くの皆さんにご活用いただきますよう、改めて、強くお願いいたします。また、感染時に自主療養届出制度が活用できるよう、日頃から、抗原検査キットや食料品、解熱剤等の備蓄に努めてください。

事業者の皆さんは、従業員の感染が疑われる場合は、まず、自主療養届出制度の活用を促していただくようお願いいたします。また、この制度による届出を受けた場合は、確定診断のために医療機関へ行くことを求めず、休暇を認めてください。

県は、地域医療全体でコロナに対応することを目指し、これまでコロナ患者を受け入れてこなかった医療機関に少しでも外来や入院を受け入れていただくよう呼びかけを行うなど、関係団体とも連携し、医療提供体制を可能な限り強化します。

同時に、全国に先駆けた本県の自主療養届出制度について、セルフテストに必要な抗原検査キットの流通が安定するよう国等に働きかけを行うほか、県内の医療機関や薬局、行政機関において、感染が疑われ自主療養を希望する方に抗原検査キットを配布するなど、この制度を多くの皆さんにご活用いただき、限られた医療資源を重症化リスクの高い方に重点化できるように、全力を尽くして参ります。

すべての県民、事業者、医療機関など、県民の皆さんの総力を挙げた県民総力線で、この難局を乗り切っていきたいと思っておりますので、引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(副本部長(くらし安全防災局長))

メッセージをいただきました。これをもって、本日の第64回本部会議を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。